鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託

公募型プロポーザル 審査基準

令和6年(2024年)4月

鎌倉市 まちづくり計画部 市街地整備課

目次

第 1	本書の位置付け	. 1
第 2	選定の方法	. 1
	選定方法の概要	
	審査の手順	
3	事務局による審査	. 2
4	審査会における審査・選定	. 2
5	最優秀提案者等の決定	. 7

第1 本書の位置付け

本審査基準は、鎌倉市(以下「本市」という。)が「鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務(以下「本業務」という。)」を実施するに当たり、最優秀提案者、次点者及び順位を決定するための手続、方法及び審査の基準を示したものである。

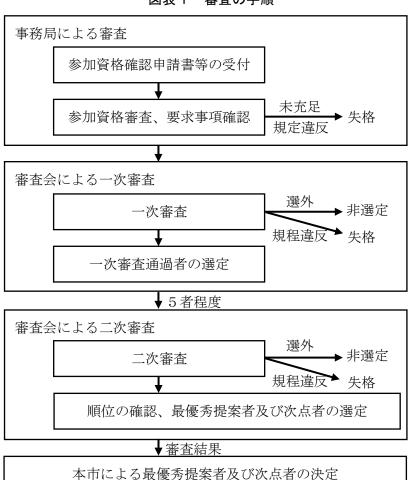
第2 選定の方法

1 選定方法の概要

最優秀提案者、次点者及び順位の決定に当たっては、民間事業者の専門的な知識やノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、競争性を確保した随意契約である公募型プロポーザル方式を採用する。

2 審査の手順

最優秀提案者及び次点者の審査・選定は、事務局及び審査会による審査から構成する。な お、順位は審査会による審査でのみ扱う。



図表1 審査の手順

3 事務局による審査

事務局による審査は、まず書類審査により応募者が募集要領第5に定める参加資格要件を備えていることを確認するほか、価格審査(採点)を行う。参加資格要件を満たしていない場合(未充足)、募集要領第12に該当する事実を確認した場合(規定違反)は失格とする。次に、提出書類が次のとおり定める要求事項を満たしていることを確認し、要求事項を満たしていない場合(規定違反)は失格とする。

(1) 要求事項

- ア 提出書類がすべて提出されていること
- イ 提出書類のサイズ、最大頁数に関する条件が満たされていること
- ウ 提案時の提出書類に、ロゴ、写真、住所、法人名(関係事業者名含む)、氏名、事例 及び固有名詞等の法人名等が特定可能な表示がないこと(軽微なものは提案書受領後 に事務局にて修正する可能性がある。)
- エ 価格提案書に記載の提案価格が契約上限金額以内であること
- オ 延床面積が基本計画に記載の施設規模と大幅に乖離していないこと

4 審査会における審査・選定

(1) 一次審査

参加者から提出された企画提案書及び価格提案書に記載された内容を審査する。企画提案書における1. 実施方針 (様式4-1-1~4-1-2) について、各審査委員が本審査基準に記す配点に基づき採点する。審査の配点は図表2のとおりとし、採点結果上位5者程度を一次審査通過者として選定する。なお、各審査委員の採点による内容審査は、採点に参加した審査委員の平均(小数点以下第2位を四捨五入)とし、価格審査(事務局にて採点、小数点以下第2位を四捨五入)と合計することで採点結果とする。

なお、一次審査における参加者が5者以下である場合も、一次審査を実施する。

審査内容	審査項目		配点
	1. 実施方針 300点	① 基本方針・基本コンセプト	75点
		② 実施体制・実績	25点
内容審査		③ コスト管理(基本設計作業から運営管理 まで)	50点
300点		④ 基本設計業務とDX支援業務の連携方針 (業務フロー・工程含む)	100点
		⑤ 基本設計時の市民参加の方針や完成した施設の市民との共創に向けた場づくりの方針	50点
価格審査 10点	2. 価格点(最	低提案価格×10/提案価格)	10点
合計 310点			

図表 2 一次審査の配点

(2) 二次審査

一次審査通過者から提出された企画提案書及び価格提案書に記載された内容及び一次 審査通過者によるプレゼンテーションの内容を審査する。一次審査(実施方針)における 評価点は、プレゼンテーションの内容を踏まえて再度評価する。

審査の配点は図表3のとおりとし、採点結果上位2者は、上位の者から最優秀提案者及 び次点者として選定する。なお、各審査委員の採点による内容審査は、採点に参加した審 査委員の平均(小数点以下第2位を四捨五入)とし、価格審査(事務局にて採点、小数点 以下第2位を四捨五入)と合計することで採点結果とする。

図表3 二次審査の配点

審査内容		審查項目	配点
		① 基本方針・基本コンセプト	75点
		② 実施体制・実績	25点
	1. 実施方針 300点	③ コスト管理(基本設計作業から運営管理まで)	50点
		④ 基本設計業務とDX支援業務の連携方針 (業務フロー・工程含む)	100点
		⑤ 基本設計時の市民参加の方針や完成した施設の市民との共創に向けた場づくりの方針	50点
内容審査 800点		① 市民の利便性に配慮した窓口サービスと窓口空間	75点
000///		② 職員の柔軟な働き方と執務空間	75点
	2. 技術提案 450点	③ 市民との共創を支えるコミュニケーションと交流空間	75点
		④ 災害時に頼れる防災拠点機能	75点
		⑤ 環境との共生	75点
		⑥ 深沢地区まちづくりにおける先導性	75点
	3. 提案の独創性		25点
	4. プレゼンテーション		25点
価格審査 10点	5. 価格点(最低提案価格×10/提案価格) 10.5		
合計 810点			

(3) 審査内容

ア 一次審査

一次審査は、企画提案書における1. 実施方針(様式4-1-1~4-1-2) について、図表 4の「審査の配点」における「審査項目」と「審査の視点」に基づき審査(事務局によ る価格審査の確認を含む。) する。なお、「3 事務局による審査」における要求事項を 満たしていない場合(規定違反)は、内容審査等を実施せずに失格とする。

採点に際しては、図表5の「内容審査の評価点化基準」に従い、評価点を付与する。

審査において、採点に参加した過半の審査委員が評価区分Dと評価した審査項目が一つでもある場合は、獲得した点数に関わらず、除外(選外)することがある。

イ 二次審査

二次審査は、図表4の「審査の配点」における「審査項目」と「審査の視点」に基づき、一次審査通過者の提案内容を審査し、順位を確認(事務局による価格審査の確認を含む。)する。なお、二次審査の採点結果が330点未満の場合(選外)は選定しないものとし、募集要領第12に該当する事実を確認した場合(規定違反)は失格とする。

採点に際しては、図表5の「内容審査の評価点化基準」に従い、評価点を付与する。 複数の一次審査通過者の得点が等しい場合は、図表6の「同点時の順位決定方法」に基づき、順位を確認する。なお、一次審査通過者が1者の場合も選定する。

審査において、採点に参加した過半の審査委員が評価区分Dと評価した審査項目が一つでもある場合は、獲得した点数に関わらず、一次審査通過者を順位の決定対象から除外(選外)することがある。

図表 4 審査の配点

	審査項目	審査の視点	配点
	①基本方針・基本	○上位関連計画や本事業の背景・目的を十分に理解した基本方 針・基本コンセプトが提案されているか。	75
	コンセプト	○計画地の特性、周辺環境等を十分に理解した基本方針・基本 コンセプトが提案されているか。	点
	② 実施体制・実績	○本事業の遂行に十分な体制と明確な役割分担が提案されているか。	
		○本事業の実施に適切な人員配置が提案されているか。	25 点
		○基本設計業務とDX支援業務を連携して実施するための体制 が具体的に提案されているか。	<i>\m\</i>
	③ コスト管理 (基	○施設整備費の抑制に資する、基本設計及びDX支援の工夫が具体的に提案されているか。	50
実施	本設計作業から 運営管理まで)	○施設維持管理費の抑制に資する、基本設計及びDX支援の工夫 が具体的に提案されているか。	点
方針	4	○両業務の関係性を十分に理解しているか。	
	基本設計業務と DX支援業務の連 携方針	○基本設計とDX支援業務の関係性を十分に理解した業務フローが具体的に提案されているか。	
	(業務フロー・工 程含む)	○検討が必要な項目が明確であり、適切な業務工程が提案されているか。	
		○市議会との調整や市民参加を踏まえて検討を進める実現性 の高いスケジュールが提案されているか。	100 点
		○行政DXの制度・技術・政策等を十分に理解しているか。	
		○情報共有、意思決定等に関する業務進捗上の工夫が提案され ているか。	
		○本市担当者との連絡方法を含めた両業務の連携方針が提案 されているか。	

	5	○過年度に実施してきた市民参加の取組を踏まえた提案とな	
	基本設計時の市民参加の方針や	っているか。	
	完成した施設の	○幅広い市民の本事業への理解を深めるための具体的な方針 が提案されているか。	
	市民との共創に 向けた場づくり	○説明会やワークショップ等のほか、HP・SNS等の利用も踏まえ	50
	の方針	たDX活用による市民参加への対応が提案され、基本設計業務 とDX支援業務に対しての市民意見の反映方針が具体的に提	点
		案されているか。	
		○新庁舎、深沢図書館、深沢学習センターの市民利用の促進や スペースの活用、高稼働につながる提案となっているか。	
	① 市民の利便性に	○すべての手続・相談が原則オンラインで実施可能となる方法 が具体的に提案されているか。	
	配慮した窓口サ ービスと窓口空 間	○ワンストップサービスや窓口予約制の導入、快適性の高い待 合空間や対面型の窓口及びプライバシーに配慮した窓口(相	
	[#]	談場所含む)等、来庁した市民に寄り添った利便性の高いサ ービスの提案が、空間デザインの観点及びデジタル技術の利	75
		活用の観点の双方から具体的に提案されているか。	点
		○複数の機能が複合する施設として、来庁者に分かりやすい機 能配置、平面計画、動線計画等が提案されているか。	
		○多様な来庁者を想定し、デジタル技術の活用や空間・設備等 の工夫によるユニバーサルな施設として提案されているか。	
	② 職員の柔軟な働	○多様な働き方の推進やテレワークを中心とした業務体制を 実現する方策が具体的に提案されているか。	
	職員の条製な働き方と執務空間	○快適性や生産性の向上、職員同士のコミュニケーションの促	
		進、職員にとっても無理のないワンストップサービスの提供 等を実現する執務室の空間デザインや動線等の計画が具体 的に提案されているか。	
技術提案		○生産性の向上、職員同士や事業者等との円滑なコミュニケーション等を実現するデジタル技術、ツール、デバイス等に関する考え方が具体的に提案されているか。	75 点
*		○情報セキュリティの向上に対する有効な対策が提案されているか。	7111
		○中長期的な社会の変化に対して、組織形態の変更や業務形態等の変更に柔軟に対応できる空間デザインが提案されているか。	
		○新しい働き方に対する庁内の機運を醸成するために有効な 取組が具体的に提案されているか。	
	3	○リアルな場での対面型のコミュニケーションをいかし、市民	
	市民との共創を支えるコミュニ	はもちろん、職員や、本市で活動する市民活動団体等との交 流や社会活動を促進する場が具体的に提案されているか。	
	ケーションと交 流空間	○多様なイベントが開催できる空間デザインが具体的に提案 されているか。	75
		○オンラインでの取組と連携し、まちづくりの情報発信の拠点 となる考え方が提案されているか。	点
		○深沢図書館、深沢学習センター機能及び市民交流スペースを 一体的・有機的に整備することにより、市民活動が活発に行	
		われる工夫が提案されているか。	

			1
4	14)_47\ \	○様々な災害リスクに対して有効な対策が提案されているか。	
	時に頼れる 処点機能	○大地震発生時も災害拠点として機能する施設としての計画 が提案されているか。	
		○非常時のインフラ・物資・食料等を適切に確保できる施設として提案されているか。	75 点
		○消防機能や新庁舎の災害対策本部機能等が連携し、迅速な災害対応等が可能な防災拠点としての機能が提案されているか。	
⑤ 環境	との共生	○建物・外構への自然素材の利用、水資源の有効活用、植栽など、人と自然とが共生できる社会を構築するための積極的な取組が提案されているか。	
		○本市の環境基本計画等に沿って、再生可能エネルギーの導入、施設や機器の工夫による省エネルギー化といった総合的な環境設計による脱炭素社会の実現に対する計画が具体的に提案されているか。	75
		○CASBEEのAランク以上の取得、ZEBのより高いランクを目指すという目標に対し、効果的な構造計画、設備計画、環境計画が提案されているか。	点
		○施設の耐久性やメンテナンス性等、運営維持管理も踏まえた ライフサイクルコストへの対応が提案されているか。	
		○維持管理におけるDX化も踏まえた、設備運用の継続的な改善 の提案が具体的になされているか。	
< 91	地区まちづ における先	○深沢地区まちづくりガイドラインVer.1等に沿い、深沢地区 におけるまちづくりを先導する施設として、提案されている か。	
導性		○ウォーカブルエリアとして、深沢地区まちづくりと連携し、 周辺エリアの回遊性を高める計画として緑豊かな歩行者専 用動線が提案されているか。	
		○周辺の景観と調和し、市民が誇れる施設(新庁舎等)として デザインする計画が提案されているか。	75
		○鎌倉市における緑のネットワーク構築に寄与し、グリーンインフラを活用した快適な空間として、深沢地区との一体性や深沢地区における緑のネットワークの始発点となることを意識した緑豊かな計画が提案されているか。	点
		○隣接して整備する予定の総合体育館・グラウンド・広場との 連携(災害時を含む)に配慮した計画が提案されているか。	
		○施設内外での市民活動が活発になるよう、施設、滞留空間、 歩道、周辺施設等が連携し、にぎわい創出を実現できるオー プンスペースの計画が提案されているか。	
提案の独創	創性	○提案内容において、審査の視点以外にも、独創性に優れた計 画が提案されているか。	25 点
		○業務遂行に対しての意欲や実現性が理解できるプレゼンテーションとなっているか。	
プレゼンテーション		○提案内容が的確に理解できるプレゼンテーションとなって いるか。	25 点
		○市民意見に対して、分かりやすく具体的な説明となっているか。	

図表 5 内容審査の評価点化基準

評価区分	判断基準	割合	評価点
A	非常に優れている	×1.0	配点×1.0
В	優れている	×0.7	配点×0.7
С	やや劣っている	×0.4	配点×0.4
D	劣っている	×0.0	配点×0.0

図表6 同点時の順位決定方法

決定方法の優先順位	決定方法
第1位	審査項目のうち「技術提案」の得点が高い方を上位とする
第2位	審査項目のうち「実施方針」の得点が高い方を上位とする
第3位	審査項目のうち「価格審査」の得点が高い方を上位とする
第4位	審査会(会長を含めた出席委員)の投票により決定する

5 最優秀提案者等の決定

本市は、審査会での審査結果を参考に、最優秀提案者(優先交渉権者)、次点者(次点交渉権者)及び順位を決定する。なお、審査会による審査の結果、すべての一次審査通過者の二次審査の採点結果による得点が330点未満の場合、又は本業務の実施に適した者が該当なしと判断された場合は、本市は最優秀提案者(優先交渉権者)及び次点者(次点交渉権者)を選定しないものとする。